

- 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 管理水準向上型</u></p> <p><u>(1) 管理水準向上型は、管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、1及び2の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う事業とする。</u></p> <p><u>(2) 当該事業は、技術の開発及び普及の状況等を踏まえて、5年後に見直しを行うこととする。</u></p> <p><u>4 包括的民間委託推進型</u></p> <p><u>(1) 包括的民間委託推進型は、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、1及び2の要件に該当する施設において、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む施設管理者を支援する事業とする。</u></p> <p><u>(2) 事業実施期間は、令和8年度までとする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3 事業実施主体</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 管理水準向上型</u></p> <p><u>事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。</u></p>	<p>第3 事業実施主体</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

4 包括的民間委託推進型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

5 (略)

第4 水利施設管理強化計画

一般型の管理強化計画は、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

第5 管理水準向上計画

管理水準向上型の向上計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、管理水準の向上に向けた方策をそれぞれ協議するものとする。

第6 包括的民間委託推進計画

包括的民間委託推進型の委託推進計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の包括的民間委託の方策を協議するものとする。

(新設)

3 (略)

第4 水利施設管理強化計画

一般型の管理強化計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

(新設)

(新設)

第7 (略)

第8 事業の申請

1・2 (略)

3 管理水準向上型

(1) 管理水準向上型を実施しようとする市町村にあつては、向上計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、管理水準向上型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく向上計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村にあつては、委託推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく委託推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

5 (略)

第9 事業の採択

1 地方農政局長等は、第8の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道

第5 (略)

第6 事業の申請

1・2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

第7 事業の採択

1 地方農政局長等は、第6の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道

にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事)に採択通知書を交付するものとする。

2 (略)

第10 計画の変更

1 一般型

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があつたとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

2 特別型

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、流域治水推進計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があつたとき又は都道府県が流域治水推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 向上計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第5の手続に準じて変更を行うものとする。

(2) 向上計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の向上計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、向上計画の変更を行った市町村長から変更後の向上計画の提出があつたとき又は都道府県が向上計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 委託推進計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第6の手続に準じて変更を行うものとする。

にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事。)に採択通知書を交付するものとする。

2 (略)

第8 計画の変更

1 一般型

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があつたとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、流域治水推進計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があつたとき又は都道府県が流域治水推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(2) 委託推進計画の変更を行った市町村にあっては、変更後の委託推進計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、委託推進計画の変更を行った市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は都道府県が委託推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

#### 5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第7の手続に準じて変更を行うものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長若しくは土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

#### 第11 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる特別型の事業費、別表3に掲げる管理水準向上型の事業費、別表4に掲げる包括的民間委託推進型の事業費及び別表5に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

#### 第12 報 告

##### 1 管理水準向上型

(1) 市町村は、管理水準向上型を実施したときは、実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が管理水準向上型を実施したときは、実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

#### 3 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第5の手続に準じて変更を行うものとする。

(2) (略)

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長若しくは土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第9 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる特別型の事業費及び別表3に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

#### 第10 報 告

(新設)

2 包括的民間委託推進型

(1) 市町村は、包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長から報告を受けたとき又は都道府県が包括的民間委託推進型を実施したときは、各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

3 省エネルギー化推進型

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長若しくは土地改良区等から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第13 (略)

別表 1

一般型の事業費
ア～ウ (略)
(略)

注 別表 4 の費用を除くものとする。

別表 2

特別型の事業費
ア 基礎的取組
(略)
イ 追加的取組

(新設)

1 (略)

2 都道府県知事は、1の規定により市町村長若しくは土地改良区等から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第11 (略)

別表 1

一般型の事業費
ア～ウ (略)
(略)

(新設)

別表 2

特別型の事業費
ア 基礎的取組
(略)
イ 追加的取組

治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用。

治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用。

注 別表4の費用を除くものとする。

(新設)

別表3

(新設)

管理水準向上型の事業費

向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用。

別表4

(新設)

包括的民間委託推進型の事業費

ア 調査、契約書類の作成等に要する費用

委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等に要する費用

イ 包括的民間委託に係る費用

事業の採択を申請する前年度以前において、土地改良区等の職員が自ら実施していた業務等を含めて包括的民間委託を行うことにより追加的に必要となる費用

別表5 (略)

別表3 (略)

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。